

飯山市奨学生就職応援金事業補助金交付要綱（概要版）

(R6.9.26Ver)

《制定趣旨》

本要綱は飯山市へのふるさと回帰を促進することにより人口の拡大を図ることを目的に、奨学金を受けている大学生等の本市への I、Uターンを促し、また奨学金の返還義務を抱えながら市内で働く若者の負担軽減を図るものです。

本補助金は実際に飯山市内に居住しながら、市内外の企業や農業法人で働く者（正規職員）又は起業した者に対して、年度内に返還した奨学金の額の 2 分の 1、10 万円を上限として、補助を行うものです。これを 5 年間にわたり補助し、最大で 50 万円（5 年間累計）を支払うこととします。

制定のポイント

1 要綱の名称

要綱の名称を『飯山市奨学生就職応援金事業交付要綱』とします。

2 対象奨学金

返還義務のある奨学金とし、利子の有無は問いません。本人が借りて返還する奨学金に限りますので、親等が借りるいわゆる教育ローンなどは該当しません。

3 補助額

対象年度内に返還した奨学金の元利合計額の 2 分の 1 で 1 年度（1 回）につき 10 万円を上限とし、最長で 5 年間（5 回）補助します。（最大 50 万円／人）

4 補助の対象となる返還金

平成 28 年 10 月以降に返還義務が生ずる返還金から本補助事業の対象とします。

5 補助申請等

補助の申請は毎年度（毎回）行うものとし、10 月 1 日から 3 月 31 日までに交付申請書兼請求書の提出を求め、審査を行い、交付するものとします。これは、申請の公正さが交付申請書兼請求書のみで確認できること及び双方の事務の簡略化のためです。

6 補助金の減額、返還

交付申請書提出時に転出している場合や離職している場合は、その年度の補助金は交付しないこととしますが、既に交付してある補助金については、返還は求めないこととします。

7 その他

飯山市職員については、令和 7 年 4 月以降採用となる正規職員から対象とします。